

東山中学校区民間保育所等建設に向けた造成及び周辺整備設計業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は安城市（以下「発注者」という。）が実施する「東山中学校区民間保育所等建設に向けた造成及び周辺整備設計業務委託」について適用するものとする。
- 2 本業務の受注者は契約図書、関連法規、特記仕様書及び愛知県建設部発行の測量及び設計業務共通仕様書（以下「共仕」という。）を遵守しなければならない。

第2条 業務目的

本業務は、東山中学校区民間保育所等建設に向けた造成設計及び周辺の道路詳細設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面、数量の取りまとめ及び報告書を作成することを目的とする。

第3条 業務内容

業務の項目は次のとおりとする。

- 1 受注者は契約後速やかに契約図書等に基づき業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 共仕第 6408 条に基づき道路詳細設計を実施するものとする。
- 3 造成設計及び道路詳細設計にあたっては、「令和 2 年度安城市認可保育所設置・運営事業者募集要項」にて令和 2 年 8 月下旬に保育所を建設する業者が決定する予定であるため、決定業者の意向を踏まえるものとする。
- 4 本業務には、関係機関（明治用水土地改良区、矢作川沿岸水質保全対策協議会、上水道、ガス、下水道、公安委員会等）及び地元説明資料等、監督員が必要と認める協議資料の作成を行うものとする。
なお、平面線形、横断線形等については、地域性、施工性、経済性及び安全性等を勘案して実現可能と思われる案を作成し、監督員と協議の上決定するものとする。
- 5 明治用水土地改良区、矢作川沿岸水質保全対策協議会の指導基準を遵守すること。
- 6 下記路線の測量業務を以下のとおり行うものとする。
 - (1) 市道 今池御坊主線、市道 里御坊主 4 号線、
 - ア 4 級基準点測量：4 点程度
 - イ 現地測量（1/500）：0.004 km²
 - ウ 路線測量：L=0.12 km
- 7 下記路線の道路計画及び造成等の策定に必要な道路詳細設計業務、造成詳細設計及び調整池詳細設計を以下のとおり行うものとする。

(1) 道路詳細設計 (B) L=0.12 km

(市道今池御坊主線・市道里御坊主4号線)

ア	地形	: 平地
イ	車線数	: 1車線
ウ	複断面	: 無
エ	暫定計画	: 無
オ	歩道設計	: 有
カ	取付道路設計	: 有
キ	道路環境関連施設設計	: 無
ク	特殊法面	: 無
ケ	工区分割	: 無
コ	軟弱地盤対策	: 無
サ	車線変更等に対する設計	: 無

(2) 造成詳細設計 V=0.28ha

ア	現地踏査
イ	造成断面
ウ	土工量計算
エ	運土計画
オ	数量計算
カ	照査

・設計条件

- ① 建物部分については、一次造成を基本とすること。
- ② 土量算出は現況高と計画高の高低差と面積より算出するものとする。(横断報による算出は行わない)

(3) 調整池詳細設計 N=1箇所

ア	現地調査
イ	調整池容量計算
ウ	オリフィス・余水吐工の形式決定
エ	水理計算
オ	調整池施設配置検討
カ	縦横断図
キ	数量計算
ク	概算工事費
ケ	報告書作成

・設計条件

調整池の位置設置場所下流側を基本とする。

調整池設計：容量 $V=600A$ (m³)

調整池設計時に特定都市河川浸水被害対策法に基づき、詳細設計を行うこと。

第4条 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了時には、発注者の契約定款に定めるもののほか、次の書類を提出し承認を受けるものとする。また、承認された事項を変更する時も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者届
- (4) 業務実施計画書
- (5) 業務カルテ（着手時、変更時、完了時）
- (6) 概算金額算出資料
- (7) 完了届
- (8) 納品書
- (9) その他発注者が必要と認めた書類

第5条 資料の貸与及び返還

共仕第 1113 条及び同第 6408 条第 3 項に基づき、発注者は、業務に必要と認められる資料等を受注者に貸与するが、受注者は業務完了時、直ちに返却しなければならない。

第6条 土地の立ち入り等

受注者は、本業務を実施するに当たり現地に入立る場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ関係者と密接な連絡をとり業務の遂行しなければならない。また、障害物伐採及び撤去の必要性も同様とする。なお、受注者が第三者の土地に立ち入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損、もしくは使用困難をきたしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

第7条 協議・打合せ等

共仕第 1111 条の第 2 項に記載のある業務の区切りは下記のとおりとし、打合せ場所は安城市役所建設部維持管理課とする。

受注者は本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時 (2 回)
- (3) 成果品納入時

(4) その他、発注者が必要と認めたとき

第8条 成果の取りまとめ

共仕第1211条に基づき、成果のとりまとめを行うものとする。

第9条 成果品

納入する成果品は次に掲げるものとし、すべて発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

なお、成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| ・道路詳細設計報告書 | 1部 (A4版ファイルとじ) |
| ・各種設計図書 CD-R | 2部 |
| ・縮小図製本 | 2部 (A3版) |
| ・その他必要と認められた資料 | 1式 |

成果品納入場所は、安城市役所建設部維持管理課とする。

第10条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。なお、電子成果品は「土木設計業務等の電子納品要綱(案)平成20年5月」、図面作成は「CAD製図基準(案)平成20年5月」に基づき作成するものとする。

第11条 検査

受注者は、完了検査に際しては、成果品及びその他の関係書類等を整えておくものとし、管理技術者を検査に立ち合わせるものとする。

第12条 修補

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

第13条 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり設計図書等に疑義を生じた場合は特記仕様書に定めのない事項については発注者と協議のうえ処理するものとする。

第14条 環境への配慮

別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

別表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機械及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 <p>(4) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透樹 <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 <p>(7) 景観形成の推進</p>

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。